

第9回 議会のあり方調査特別委員会 会議概要

【開催日】 平成26年8月11日

【開催場所】 第1委員会室

【会議時間】 午前10時～午前10時45分
午前11時～午前11時17分

【出席委員】

委員長	矢田松夫	副委員長	河崎平男
委員	石田清廉	委員	伊藤 實
委員	河野朋子	委員	下瀬俊夫
委員	松尾数則		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

議長	尾山信義	副議長	三浦英統
----	------	-----	------

【傍聴議員】

議員	岡山 明	議員	長谷川 知司
議員	山田 伸幸	議員	吉永 美子

【事務局出席者】

事務局長	古川 博三	事務局次長	清水 保
庶務調査係長	島津 克則		

【調査事項】

- 1 情報発信について
 - (1) 委員会中継
 - (2) 傍聴者への議会資料の配布
- 2 政策形成サイクルについて
- 3 その他
 - (1) 中間報告

(2) その他

【会議の概要】

1 情報発信について

(1) 委員会中継

民生福祉常任委員会が犬山市の視察を行った際、委員会中継についても視察したので、その報告を受けた。

報告内容

- ノートパソコンに無線ランの子機を接続してインターネットに接続している。カメラはウェブカメラで、委員会室の後ろから委員に向けた映像をユーストリームを利用して配信している。画像は荒く、誰が発言しているかわからない。音声は本市と同様のマイクシステムからパソコンに取り込んでいる。
- 流山市は3台のカメラを切り替えながら配信している。マイクは集音マイクを中央に設置している。

報告に対する質疑

- 本市で導入するとどのくらい費用がかかるか。→ 機器の購入費はパソコンも含めて20万円程度だと思う。無線ランを使えば使用料もかかる。カメラ1台で本会議中継システムを使用して委員会中継しようとする約50万円程度で可能だが、月々の委託料が別にかかるので、それと比較するとかなり安価だ。
- 20万円程度とのことだが、一つの委員会室を想定してのことか。複数の委員会にすればどうか。→ 二つで同時に開催すれば、二分必要だ。

委員の主な意見

- ユーストリームが簡単に安価でできるということがわかったので、今後、試算も必要だ。委員会中継はより多くの市民に委員会の審査状況を見てもらうという大きな目的があるので、経費も一番安く、市民に委員会の状況を周知できるようなものにもっていけば

いいと思うので、進めてほしい。

- 仕組みもやり方も非常に簡単なので、パソコンやカメラについて贅沢を言わなければそんなに予算はかからない。とりあえず始めて、中継しながら改善していくという方向がいい。

結論

- 機材の種類、費用などを事務局で精査して、委員会に提示することとした。

(2) 傍聴者への議会資料の配布

傍聴者への議会資料の配布について資料に基づき検討した。

資料の説明

- 前回の会議で決定した事項について資料の公開に主眼を置いて要綱を作成した。
- 目的は、「山陽小野田市議会基本条例第8条の規定に基づき、本会議及び委員会で用いた議案及びその関係資料を公開することにより、開かれた議会の実現を図る」とした。
- 公開資料は、議案及び議案参考資料、一般質問参考資料、委員会審査参考資料の3つとした。
- 公開方法は、市議会ホームページに掲載する方法、資料の簿冊を閲覧に供する方法、資料の写しを交付する方法の3つとした。なお、写しの交付の場合、情報公開条例に基づく写しの交付に準じた費用、基本1枚10円の負担を求めることとした。
- 公開時期は、議案と議案参考資料は当該議案が本会議に上程される日、一般質問参考資料は当該質問が行われる日、委員会審査参考資料は当該委員会が開催される日とした。ただし、インターネットによる公開の場合は、現在委員会中継をしていないので、委員会の内容がわかるときである会議記録が公開される日とした。
- 本会議又は委員会の傍聴人に会議の内容をより深く理解してもらうため、傍聴人に対し当該会議に係る資料を無償で配布する

こととした。

- 資料の公開は、平成26年9月定例会以降の本会議及び委員会で用いた資料とすることとした。
- 公開の実施に当たっては、要綱に基づき、山陽小野田市議会議案等公開規程を制定し、実施することとした。

結論

- 要綱のとおりとすることとした。

2 政策形成サイクルについて

他市議会の取り組みについて資料が提示された後、政策形成サイクルについて協議した。

委員の主な意見

- 会津若松市議会の政策形成サイクルは全国的に注目を集めているが、物すごく時間をかけて議論している。これはあくまでも会津若松の政策形成サイクルなので、根室町を見たらわかるようになり違う。我がまちの政策形成サイクルとは何かについて、もう少し議論がいる。いろいろなところを参考にしながら、きちんと議論して形づくるのがいい。そんなに短いサイクルで結論は出ないので、1年も2年もかける。そういうスタンスで見ていく必要がある。
- どこから取り掛かるかということが非常に大事だ。基本的には総合計画、この中にある政策の実行状況、進捗状況と現況とのギャップ、市民の声等とのずれを分析、現状調査を行うことが必要である。
- 市によって考え方が違う。山陽小野田市はどうなのかというものをつくれればいいので、それぞれ会派に持ち帰って勉強会を開くなりして、たたき台を出し合うなど、そこから深めていくようにすればいい。
- 自治会懇談会を実施するので、それまでにある程度のサイクルは示さないといけない。市民の声を聞こうという部分から修正しながらするのも一つだ。総合計画については、予算決算委員会で決算審査として事業の評価等を検証するので、その部分と市民サイドとさまざまな

視点から精査して執行部に政策提言するという方向に持っていかばいい。

結論

- 二つの地方議会の資料を参考にしながら、本市議会の政策形成サイクルをつくっていく。
- すぐに結論が出るものではないので、さらに議論を深めていく。
- 会派においても議論してもらおう。

3 その他

(1) 中間報告について

6月議会での中間報告後、結論を得た事項について、第2回の中間報告として9月議会の初日に行うこととした。

(2) 委員長報告に対する質疑の取り扱いについて

前回の会議で、「中間報告に対する委員長質疑の部分の議事録を確認したが、なお理解できないので、文書で提出するよう要請する」とした件について、文書が提出されたので検討した。

委員の主な意見

- 「なぜ機能しないのか具体的に」と伝えたが、よくわからない。他市の資料と同じようなことが書いてある。
- 「議事録に基づいて再度質問を」と伝えたが、新たな問題が書かれている。
- 議事録に「機能しない」と書いてあるが、機能しないとはどういうことか確認を取らないといけない。議事録に沿った回答がないと意味がわからない。
- 議会での議員の発言のあり方についての問題だと思うので、議会運営委員会できちんとするほうが筋だ。
- 出された文書には今からこの委員会で検討することを書き並べている。

- 要請した内容の答えではないので、再度の質問が必要だ。

結論

- 再度提出してもらうよう委員長から伝えることとした。

(3) 次回委員会の開催日について

次回の委員会は、8月28日（木）13時30分から開催することとした。

第9回 議会のあり方調査特別委員会 会議日程

日時 平成26年8月11日（月）

午前10時

場所 第1委員会室

調査事項

1 情報発信について

- (1) 委員会中継（犬山市議会報告）
- (2) 傍聴者への議会資料の配布（資料1）

2 政策形成サイクルについて

- (1) 会津若松市議会の例
- (2) 芽室町議会の例

3 その他

- (1) 中間報告について
- (2) その他
- (3) 次回委員会開催日について

犬山市議会議会改革の取り組みについて

【経緯】

- ◎平成 22 年 5 月に議会改革推進委員会を設置
 - ・定数 22 名中 13 名が参加 (+正副議長はオブザーバーで参加)
 - ・平成 23 年 3 月までに会議を 18 回開催し、6 回に渡って議長に答申
→全員協議会で協議し、実施できるものについては、即実施
- ◎平成 23 年度からは全員協議会で協議

【内容】

1. 情報公開の促進

- ①政務活動費(政務調査費)・議長交際費の使途を議会だよりでも公表
(平成 21 年度分から ホームページでは以前から公表)
- ②委員会の会議録をホームページで公開(平成 22 年 9 月から 平成 18 年度分から)
- ③全員協議会・議会運営委員会の会議録をホームページで公開(平成 24 年 5 月から)
- ④各議員の議案に対する賛否の公表(平成 22 年 9 月定例会から)
- ⑤ユーストリームによる議会中継(平成 22 年 11 月定例会から)
- ⑥議案をホームページで公開(平成 23 年 9 月定例会から)
- ⑦請願をホームページで公開(平成 24 年 12 月定例会から)
- ⑧議決した意見書・決議をホームページで公開(平成 24 年 12 月定例会から)
- ⑨常任委員会の視察報告会をユーストリームで中継(平成 24 年度から)
- ⑩フェイスブックを利用して議会情報を発信(平成 25 年 2 月から試行で実施)

2. 議員報酬の見直し

- ①離職時の日割り計算の導入
(平成 22 年 3 月定例会で条例改正、平成 22 年 4 月 1 日施行)
- ②各種審議会等委員報酬の廃止
(平成 22 年 9 月定例会で条例改正、平成 22 年 10 月 1 日施行)

3. 議員間討議の促進

- ①全員協議会の定期開催
(平成 22 年度から 平成 23 年度 20 回、平成 24 年度 18 回、平成 25 年度 17 回)
- ②委員会での討議の場を設置(平成 22 年 9 月定例会から)
- ③定例会会期中に議員間討議を行うための全員協議会を開催
(平成 23 年 12 月定例会から)

4. 議会人事・組織の改革(平成 23 年 4 月の改選後から)
 - ①正副議長の選出に立候補制導入・所信表明演説の実施
 - ②議長の任期を 1 年から 2 年に
 - ③議長は常任委員会に属さない
 - ④議会選出監査委員の任期を 1 年から 2 年に
 - ⑤議会運営委員会の会派選出委員数の格差是正

5. 適正な政務活動費(政務調査費)の管理(平成 23 年 4 月の改選後から)
 - ①宿泊費の実費精算
 - ②政務活動費(政務調査費)の通帳を各会派で管理、会計帳簿の作成

6. 議会基本条例の制定(平成 23 年 9 月定例会で条例制定、平成 23 年 10 月 1 日施行)
 - ◎議会の議決すべき事件を定める条例についても併せて条例制定

7. 市民等との意見交換の場の設定
 - ①市民との意見交換会の開催(平成 23 年度から)
 - (1)講演会 (2)常任委員会ごとの分科会
 - ②常任委員会ごとに関連団体との懇談会を実施(平成 23 年度から)
 - ③オープン議長室(平成 23 年 10 月から)
 - ④フェイスブックによるパブリックコメントの試行(平成 25 年 8 月)

8. その他の取り組み
 - ①議場内へのパソコンの持ち込み許可
(平成 23 年 2 月定例会から)
 - ②常任委員会において請願提出者からの説明機会を保障
(平成 24 年 9 月定例会から会議中に実施し、会議録にも掲載)
 - ③議案質疑に一問一答制を導入(平成 23 年 6 月定例会から)
 - ④議員への通知を原則メールで(平成 23 年 1 月から)
 - ⑤視察時に所管の委員長が同席(平成 22 年 8 月から)
 - ⑥議長車の廃止(平成 23 年 10 月インターネット公売で売却)
 - ⑦犬山市議会における災害時の対応に関する規程を制定し、災害対策支援本部を設置
(平成 25 年 4 月から)

犬山市議会インターネット映像配信導入経過

年度	場所	対象の会議	インターネット 配信種別	導入経過等	経費等
平成15年度	旧庁舎	一般質問のみ	録画 (委託)	6月定例会一般質問で、ピアンキ議員より情報公開を推進するため、議会議中継の提案 6月定例会・9月定例会で傍聴席30席が満席の状態が続き、議場に入れない市民への対応が必要となる。 12月補正予算で工事費を計上し、庁内会議室及び市民課受付前のテレビに映像配信し、視聴可能にする。あわせて議会情報を広く周知するため、定例会一般質問のインターネット録画配信の導入を決定する。 3月定例会から庁内2か所に映像配信、インターネット録画配信を開始	工事費：210万円 カメラ2、コンローラー1、DVDレコーダー1
平成16年度 ～ 平成20年度	旧庁舎	一般質問のみ	録画 (委託)		録画配信委託料 年額2,350千円 (NEC)
平成21年度	旧庁舎	定例会 本会議全日程	録画 (委託)	録画配信委託の契約を随意契約から入札に変更	録画配信委託料902千円 (神戸総合速記)
	新庁舎			11月に新庁舎完成、移転 庁内5か所に映像配信 12月定例会 新庁舎での初議会 録画配信委託の入札 5月に議会改革推進委員会設置。 これまでの録画配信は定例会閉会日の約2週間後しか配信されなないため、いち早く市民に議会情報を周知できるようにライブ配信の手法を検討(インターネットがウェブ配信か) ライブ配信の費用を検討した結果、ウェブ配信は高額となるため、ユーーストリームを活用したインターネットによるライブ・録画配信を研究する。	工事費：新庁舎建設費に込み詳細不明 カメラ3、コンローラー1、DVDレコーダー1 録画配信委託料504千円 (神戸総合速記)
平成22年度	新庁舎	定例会 本会議全日程	録画 (委託)	11月定例会でユーーストリーム実証実験	無線LAN子機1 5千円 パソコンは録画配信委託業者のノートパソコンを使用 通信料は、市民開放系ワイヤレスに接続 (総務課払い 月額4,600円)
		定例会・臨時会 本会議全日程	ライブ・録画 (ユーーストリーム)	H23.2.1号 いぬやま市議会だより」で2月定例会からユーーストリームによる議会議中継を市民に周知 2月定例会からユーーストリームによるライブ・録画配信開始 録画配信委託の入札 (会議日の10日後までに配信するように仕様書変更) 5月の全員協議会で委員会を始め議員研修会など議会が行う全ての会議をユーーストリームによりライブ・録画配信したいとの議長提案があり、当局と調整のうえユーーストリーム映像配信実施要綱を作成	録画配信委託料504千円 (神戸総合速記)
平成23年度	新庁舎	定例会・臨時会 本会議全日程	ライブ・録画 (ユーーストリーム)	6月定例会で会議を原則公開とするため委員会条例改正 委員会のユーーストリームによるライブ・録画配信を開始	(無線LAN子機、USB延長ケーブル、WEBカメラ)×3 合計40千円 パソコンは新庁舎建設時に導入した会議マイクシステム用パソコンを使用 通信料は、市民開放系ワイヤレスに接続

犬山市議会インターネット映像配信 アクセス数及びユーストリーム導入後の問題点等

1 アクセス数

- ・録画（委託） 年間 約10,000件
- ・ライブ（ユーストリーム） 1日 約10人
- ・録画（ユーストリーム） 3か月 約500人

2 ユーストリーム導入後の問題点

- ・議場内の無線LANの電波が弱く、通信が切れることがある。
- ・録画配信委託業者のエンコード用パソコンをユーストリームに使用することで、エンコードが同時にできなくなった。

3 ユーストリームのメリット・デメリット

<メリット>

- ・他の手法（ケーブルテレビ・委託によるインターネット配信）より、格段に初期経費・維持管理費が安い。
- ・ライブ配信のため、いち早く会議の内容を市民に周知できる。
- ・会議終了後、すぐに録画映像を見ることができる。（委託による録画配信は時間がかかる）

<デメリット>

- ・高齢者などパソコンやインターネットに抵抗がある人には、ケーブルテレビの方が便利。犬山市のケーブルテレビ加入率62%（平成23年9月末現在）
- ・ライブ配信のため、結果的に配信したくない内容も配信されてしまう。
- ・録画映像を編集していないため、市民が視聴したい内容に行き着くのに手間がかかる。

犬山市議会ユーストリーム映像配信実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民に開かれた議会を実現するため、犬山市議会が行う会議をユーストリーム社のインターネットストリーミングサービスを利用して映像配信（以下「映像配信」という。）をするにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

(映像配信をする会議)

第2条 映像配信をする会議は、犬山市議会が行う全ての会議とする。ただし、映像配信をすることが適当でないとき、当該会議に諮って映像配信をしないことができる。

(映像配信の種類)

第3条 映像配信の種類は、ライブ配信及び録画配信とする。

(映像配信の期間)

第4条 映像配信の期間は、次のとおりとする。

- (1) ライブ配信 会議の開始から終了まで
- (2) 録画配信 会議の終了後（休憩後を含む。）から90日間

(休憩中の映像配信)

第5条 会議の休憩中は、映像配信をしない。

(個人情報の取扱い)

第6条 会議において、犬山市個人情報保護条例（平成10年条例第34号）第2条第1号に規定する個人情報（議案に記載された個人情報を除く。以下同じ。）を含む発言をしようとする者は、議長又は委員長に休憩を要請し、休憩中に発言するものとする。

2 議長又は委員長は、会議を傍聴しようとする者にその姿が映像配信される可能性があることを周知しなければならない。

(映像配信の中止)

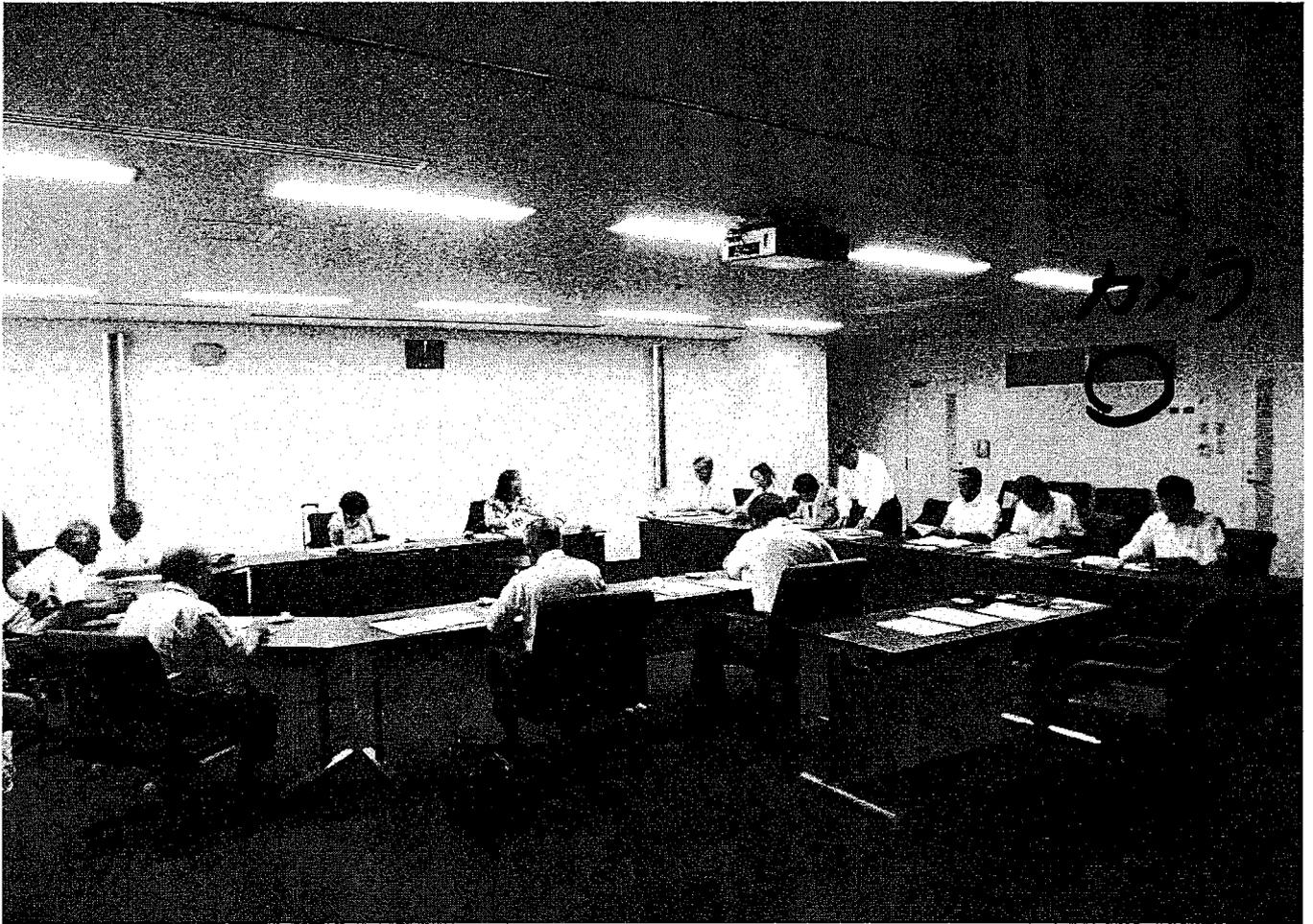
第7条 会議において、個人情報を含む発言があった場合又は発言を取り消すことになった場合は、議長又は委員長の判断において、速やかに録画配信の全部又は一部の映像配信を中止するものとする。

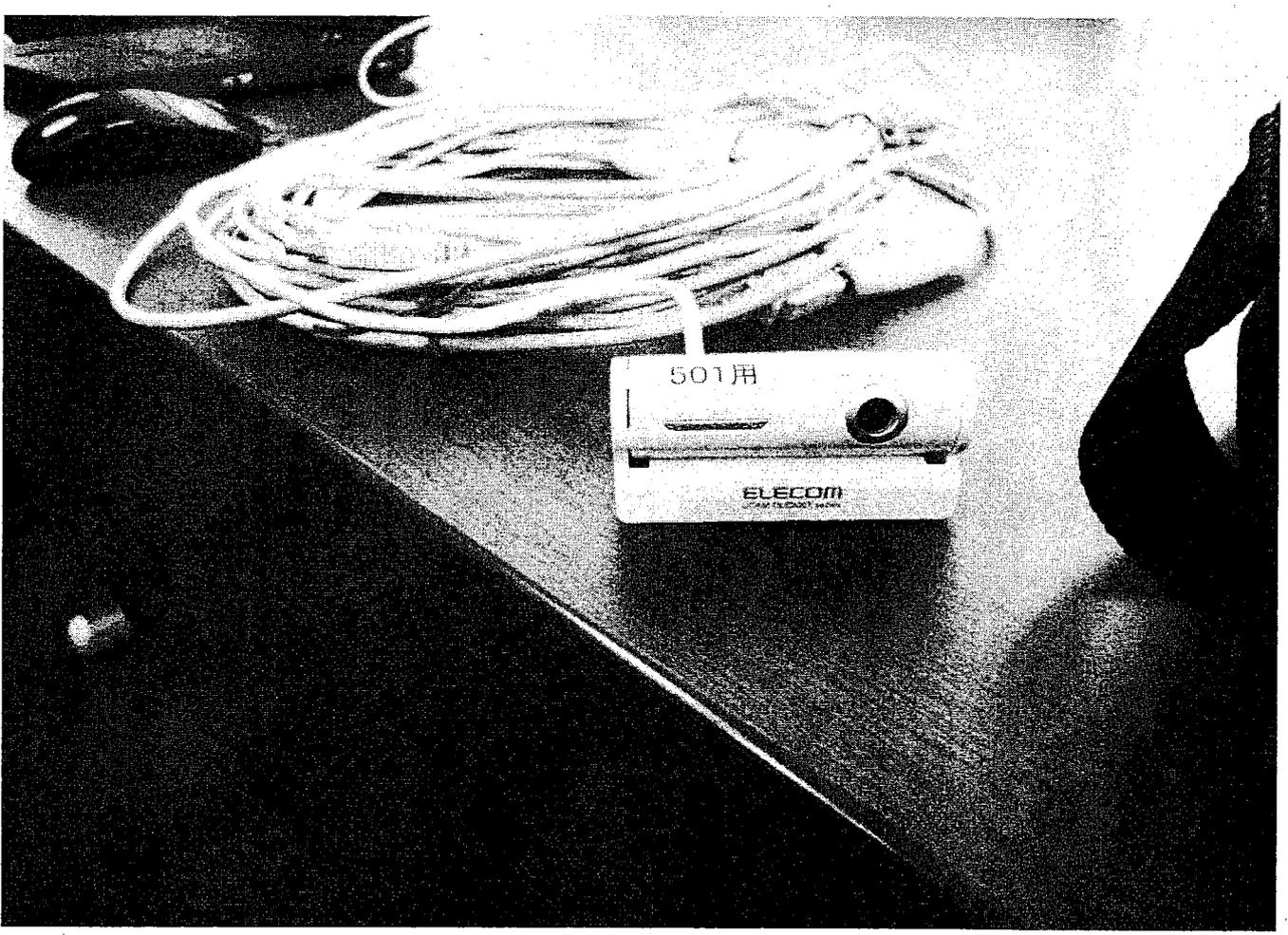
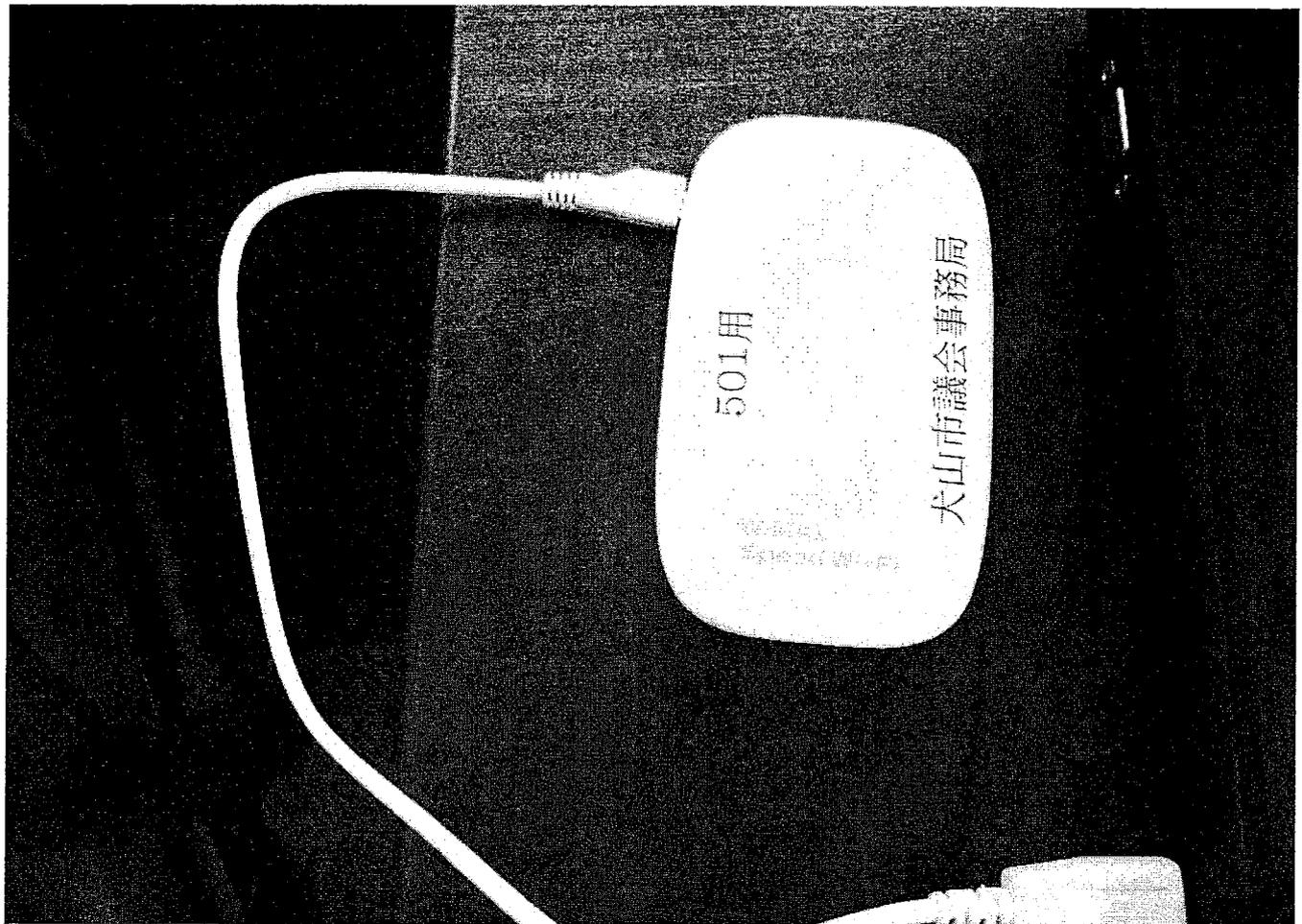
(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、映像配信に関し必要な事項は、全員協議会に諮って議長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年6月21日から施行する。





山陽小野田市議会議案等公開要綱（案）

平成 26 年 8 月 11 日

1 目的

山陽小野田市議会基本条例第 8 条の規定に基づき、本会議及び委員会で用いた議案及びその関係資料を公開することにより、開かれた議会の実現を図る。

2 公開資料

公開する議案及び関係資料（以下「公開資料」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 議案及び議案参考資料
- (2) 一般質問参考資料
- (3) 委員会審査参考資料

3 公開方法

公開資料は、次の方法により公開するものとする。

- (1) インターネット

公開資料を市議会ホームページに掲載する。

- (2) 閲覧

公開資料を簿冊にまとめ、閲覧に供する。

- (3) 写しの交付

公開資料の写しを交付する。この場合、山陽小野田市情報公開条例に基づく写しの交付に準じた費用の負担を求めるものとする。

4 公開時期

公開資料は、次の定める時期に公開するものとする。

- (1) 議案及び議案参考資料 当該議案が本会議に上程される日
- (2) 一般質問参考資料 当該質問が行われる日
- (3) 委員会審査参考資料 当該委員会が開催される日（インターネットによる公開の場合は当該委員会の会議記録を公開する日）

5 傍聴人への公開資料の配布

本会議又は委員会の傍聴人に当該会議の内容をより深く理解してもらうため、当該傍聴人に対し当該会議に係る公開資料を無償で配布する。

6 適用

本要綱に基づく公開資料の公開は、平成26年9月定例会以降の本会議及び委員会で用いた公開資料とする。

7 その他

議案等の公開の実施に当たっては、本要綱に基づき、山陽小野田市議会議案等公開規程を制定し、実施するものとする。